第一条のうち消費税法施行令第五章中第七十一条の前に十三条を加える改正規定のうち、第七十条の九第二項第二号ロ中「第四条（事業の目的）」を「第四条第一項（事業の目的等）」に改め、第七十条の十四第二項中「以下この条」を「次項及び第四項」に改める。

第一条中消費税法施行令第五章中第七十一条の前に十三条を加える改正規定の次に次のように加える。

第七十一条の二第一項第二号から第五号までを次のように改める。

二　法第三十条第九項第二号に掲げる電磁的記録

三　法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録

四　第十八条の四第二項に規定する購入記録情報

五　第四十九条第七項に規定する電磁的記録

第七十一条の二第一項に次の二号を加える。

六　第五十条第二項に規定する電磁的記録

七　第七十条の十二第一項後段の規定により保存すべきこととされている電磁的記録

附則第四条第二項中「及び次条」を「、次条及び附則第二十条の二」に改める。

附則第二十条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲等に関する経過措置）

第二十条の二　二十八年改正法附則第百五十三条及び附則第二十五条の規定によりなお従前の例により保存することとされている旧令第七十一条の二第一項第二号及び第五号に掲げる電磁的記録に記録された事項に係る消費税法第五十九条の二第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中消費税法施行令第七十一条の次に一条を加える改正規定は令和四年一月一日から、同令第五条第八号ヨの改正規定は同年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

国税通則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百十七号

国税通則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の施行に伴い、並びに国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十六条の二第二項、第五十四条及び第百十七条第五項第二号イの規定に基づき、この政令を制定する。

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「第九条第一号」を「第九条各号」に、「）を」を「）及び第三十九条の二第一項第三号から第五号まで（特定納税管理人との間の特殊の関係）を」に改める。

第十五条の二第三項第四号中「には、」の下に「担保の提供に関し必要となる書類として」を加え、「その他担保の提供に関し必要となる書類」を削る。

第十六条第一項中「国債、地方債等」を「担保の種類」に、「その供託書の正本」を「、その供託書の正本その他の財務省令で定める書類」に改め、同項ただし書中「登録済通知書」の下に「その他の財務省令で定める書類」を加え、同条第二項中「振替株式等を」を「振替株式等（以下この項において「担保振替株式等」という。）を」に、「振替株式等の」を「担保振替株式等の」に、「振替株式等に」を「担保振替株式等に」に、「しなければ」を「して、担保振替株式等の提供に関し必要となる書類として財務省令で定める書類を国税庁長官等に提出しなければ」に改め、同条第三項中「（土地、建物等）」を削り、「担保」を「担保（以下この項において「担保不動産等」という。）」に、「抵当権を設定するために必要な」を「担保不動産等の提供に関し必要となる書類として財務省令で定める」に改め、同条第四項中「（保証人の保証）」を削り、「書面」の下に「その他の財務省令で定める書類」を加える。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（特定納税管理人との間の特殊の関係）

第三十九条の二　法第百十七条第五項第二号イ（納税管理人）に規定する政令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

一　二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式（法第百十七条第五項第二号イに規定する発行済株式をいう。）又は出資（自己が有する自己の株式（同号イに規定する投資口を含む。以下この条において同じ。）又は出資を除く。）の総数又は総額（以下第三項までにおいて「発行済株式等」という。）の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係

二　二の法人が同一の者（当該者が個人である場合には、当該個人及びこれと法人税法第二条第十号（定義）に規定する政令で定める特殊の関係のある個人。第五号において同じ。）によつてそれぞれその発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

三　次に掲げる事実その他これに類する事実（次号及び第五号において「特定事実」という。）が存在することにより二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係（前二号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ　当該他方の法人の役員の二分の一以上又は代表する権限を有する役員が、当該一方の法人の役員若しくは使用人を兼務している者又は当該一方の法人の役員若しくは使用人であつた者であること。

ロ　当該他方の法人がその事業活動の相当部分を当該一方の法人との取引に依存して行つていること。

ハ　当該他方の法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該一方の法人からの借入れにより、又は当該一方の法人の保証を受けて調達していること。

四　一の法人と次に掲げるいずれかの法人との関係（前三号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ　当該一の法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

ロ　イ又はハに掲げる法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

ハ　ロに掲げる法人が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人

五　二の法人がそれぞれ次に掲げるいずれかの法人に該当する場合における当該二の法人の関係（イに規定する一の者が同一の者である場合に限るものとし、前各号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ　一の者が、その発行済株式等の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有し、又は特定事実が存在することによりその事業の方針の全部若しくは一部につき実質的に決定できる関係にある法人